

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

見守り 新鮮情報

第126号

30年以上前に買った**遠隔地の山林**の件で、見知らぬ業者から電話があった。その後訪問を受け、「当該地は市街化調整区域を外れて**新幹線が通る予定**であるし、今**中国人が日本の土地を欲しがっている**ので**売り時**だ。2年以内に売却できる」などと説明

された。測量などのために**管理費が28万円**ほど必要だが、それ以外に一切**費用はかからない**と言われたため、売却管理の契約をした。しかし、入金をせかされるなど不審な点があったので、所有地の役所に確認したところ、**業者の言った事実はない**ことがわかった。解約したい。(80歳代 女性)



昔買った原野、今が売り時!?

ひとこと助言

うのみにしないで



見守るくん

- 過去に「原野商法」(必ず値上がりすると言って、ほとんど価値のない原野や山林を高値で売りつける商法)の被害に遭った人から、二次被害と疑われる相談が寄せられています。
- あたかも原野を高く売却できるかのように話を持ちかけ、売り出すために必要と言って、測量、整地、広告、土地管理などの費用を支払わせる手口です。最近は「中国人に需要がある」などというセールストークも目立ちます。
- 事業者は、購入者名簿や登記簿などをもとに勧誘します。過去に原野を購入した人は、このような話を持ちかけられても、うのみにせず、所有する土地の自治体や地元の不動産業者に現地の情報などについて確認しましょう。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。